

仲町小学校「父母と先生の会」(PTA)規約

第1章 名 称

第 1 条 本会は仲町小学校「父母と先生の会」(PTA)と称す。

第2章 目 的

第 2 条 本会は次の条項を目的とする。

1. 家庭、学校及び社会における児童の福祉を増進する。
2. 家庭生活及び社会生活の水準を高め、民主社会における市民の権利と義務とに関する理解を促すために父母に対して成人教育を盛んにする。
3. 民主教育に対する理解を深め、これを推進する。
4. 父母と先生と一般社会の協力を促進して、児童の心身の健全な発達をはかる。
5. 適当な法律上の手段により、公立学校に対する公費による適正な支持を確保することに協力する。
6. 地域における社会教育の振興をたすける。

第3章 方 針

第 3 条 本会は教育を本旨とする民主団体として活動する。

第 4 条 本会は非営利的、非宗教的、非政治的であって、本会の名において、いかなる営利目的企業を支持することも、また他のいかなる職務(公私を問わず)の候補者を推薦することもできない。本会及び本会の役員は、その名において、営利的、宗派的、政党的、その他本会の本来の事業以外の活動を目的とする団体及びその事業にいかなる関係も持ってはならない。

第 5 条 本会は児童の福祉のために活動する他の社会的諸団体及び機関と協力する。

第 6 条 本会は自主独立の組織であって他のいかなる団体の支配統制、干渉も受けてはならない。

第 7 条 本会は学校の人事その他管理には干渉しない。

第 8 条 本会は国及び地方公共団体の適正な教育予算の充実に努めるために努力する。

第4章 会 員

第 9 条 本会は次の会員で組織し、会員はすべて平等の権利と義務を有する。

1. 学校に在籍する児童の父母又は保護者。
2. 学校に勤務する教職員。

第5章 会 計

第 10 条 本会の経費は会費及び自発的な寄付金を以てこれにあてる。

第 11 条 本会の会計予算及び決算は、総会の承認を得なければならない。

第 12 条 本会の資産は第2章の目的達成のため以外には支出してはならない。

第 13 条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 役 員

第 14 条 本会の役員は次のとおりとする。

1. 会長 1名(父母より)
2. 副会長 若干名(内1名は教頭)
3. 幹事 若干名(教職員より1名及び父母より)
4. 監事 3名(教職員より1名及び父母より2名)
5. 理事 各学年の学級数を定員とし選出、全教職員
6. 専門部員・専門部部長及び副部長(理事兼任とする)
7. 常任理事 各学年の学級数を定員とし選出、教職員1名
8. 顧問 退任したPTA会長を本会顧問として委嘱する
9. 相談役 1名(学校長)

第 15 条 役員の選出は次のとおり。

1. 会長(1名)、副会長(若干名)、幹事(若干名)、監事(2名)は総会で選出する。
2. 副会長1名(教頭)及び幹事1名(教職員)及び監事1名(教職員)は総会で承認する。
3. 常任理事、および理事は各学年の学級数を定員としてそれぞれ選出し、総会で承認を得る。
4. 第9条2項の会員より常任理事1名を選出し総会で承認を得る。

第 16 条 役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

第 17 条 第14条の1. 2. 3. 4項に規定する役員は他の役員を兼任できない。

第 18 条 役員の任務は次のとおりである。

1. 会長は会務を統括し、総会及び常任理事会、理事会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は代理をつとめる。
3. 幹事は庶務、会計に従事する。
4. 監事は会計並びにその他を監査する。
5. 理事は理事会で、予算案・決算案・その他重要な会務を審議する。

6. 各部委員は所属する部の活動を企画し、運営する。
7. 常任理事は常任理事会の予算案・決算案の作成及び各部の事業の調整にあたる。

第7章 総 会

- 第19条 総会はこの会の最高の決議機関で全会員を以って構成する。
- 第20条 総会は定期総会及び臨時総会とする。
- 第21条 定期総会は毎年1回春季に開き、予算案・決算案及び会務を審議決定する。
- 第22条 臨時総会は常任理事会が必要と認め、理事会で決定したとき、また全会員の5分の1以上の要求があったときに開催し、必要事項を審議決定する。
- 第23条 総会の成立は全会員の5分の1以上とし、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第8章 理事会・常任理事会

- 第24条 理事会は全役員を以って構成する。
- 第25条 常任理事会は、会長、副会長、幹事、監事、常任理事、専門部部長及び副部長によって構成する。
- 第26条 理事会は年1回定期総会前に開き、常任理事会は随時開くことができる。
- 第27条 理事会の任務は次のとおりとする。
 1. 予算案・決算案の審議
 2. その他重要事項の審議
- 第28条 常任理事会の任務は次のとおりとする。
 1. 総会、理事会の議案作成
 2. 予算案・決算案の作成
 3. 各部の事業の調整
 4. その他必要な事項の審議

第9章 専 門 部

- 第29条 専門部には文化・補導・保健の3部を置く。ただし必要な時は理事会の議決により臨時に専門部を置くことができる。
- 第30条 専門部各部(以下各部)は部長1名・副部長若干名(1名は教師)を各専門委員会で互選して決める。
- 第31条 各部委員会は、随時開くことができ、部長はこれを招集する。
- 第32条 各部運営に関する規定は、別に定める。

第10章 会計監査委員会

- 第33条 会計監査委員会は監事によって構成する。
- 第34条 会計監査委員会は必要に応じ随時会計監査を行うことができる。
- 第35条 会計監査委員会はこの会の経理の監査に責任をもち、また結果を総会に報告しなければならない。

第11章 細 則

- 第36条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて理事会の議決により定める。理事会は細則を制定、または改廃した場合にはその結果を次期総会に報告しなければならない。

第12章 改 正

- 第37条 この規約は総会出席者の3分の2以上の賛成者がなければ改正することができない。
ただし、改正案は総会開催日の1週間前に全会員に知らせておかなければならない。

付 則

この規約は昭和44年6月4日から施行する。

昭和48年5月29日	一部改正
昭和52年6月4日	一部改正
昭和57年5月8日	一部改正
昭和60年5月23日	一部改正
平成4年5月29日	一部改正
平成5年5月27日	一部改正
平成7年5月18日	一部改正
平成10年5月29日	一部改正
令和元年5月11日	一部改正
令和3年5月26日	一部改正

各部の任務に関する細則

第 1 条 規約第32条に関する各部の任務は、この細則に定めるところによる。

第 2 条 各部の任務は次のとおりとする。

- 1.文化部 成人、社会教育推進に関すること。
文化活動に関すること。
- 2.保健部 保健衛生及び体育に関すること。
会員の福祉厚生に関すること。
学校給食の実施に関すること。
- 3.補導部 児童の校外生活の指導育成に関すること。
交通安全の推進に関すること。

付 則

この細則は昭和 44 年 11 月 5 日より実施する。

平成 7 年 5 月 18 日 一部改正

令和 3 年 5 月 26 日 一部改正

弔慰金支給規定

第 1 条 PTA会員が死亡したときは、弔慰金を給付するものとする。

第 2 条 弔慰金は 5,000 円とする。

第 3 条 第 1 条及び前条の規定に関わらず、次に掲げる事を原因として死亡した場合は給付を行わない。

- (1) 戦争、内乱または暴動
- (2) 自然災害及びそれを原因として発生した災害
- (3) 放射性物質によって生じた災害

第 4 条 給付を受ける権利は、給付理由の発生日の翌日から 2 年間請求しないときは消滅する。

付 則

この規定は平成 30 年 5 月 19 日から施行する。

弔 慰 金 申 請 書

令和 年 月 日

仲町小 PTA 会長 様

申請者 氏 名 ㊟

住 所

電話番号

仲町小学校 PTA 弔慰金支給規定に基づき、弔慰金の給付を申請いたします。

仲町小学校「父母と先生の会」(PTA)規約 新旧対照表

新	旧	備考欄
第6章 役員 第14条 本会の役員は次のとおりとする。 1～4. (略) 5. 理事 <u>各学年の学級数を定員とし選出、全教職員</u> 6. (略) 7. 常任理事 <u>各学年の学級数を定員とし選出、教職員1名</u> 8～9. (略) 第15条 役員の選出は次のとおり。 1. 会長(1名)、副会長(若干名)、幹事(若干名)、監事(2名)は(削除)総会で選出する。 2. (略) 3. 常任理事、および理事は<u>各学年の学級数を定員としてそれぞれ選出し、総会で承認を得る。</u> 4. (略) 第9章 専門部 第29条 専門部には文化・補導 (削除)・保健の3部を置く。ただし必要な時は理事会の議決により臨時に専門部を置くことができる。 <u>第10章 役員候補者推薦委員会</u> (削除) <u>第10章 会計監査委員会</u> 第33条 (略) 第34条 (略) 第35条 (略) <u>第11章 細則</u> 第36条 (略) <u>第12章 改正</u> 第37条 (略) 各部の任務に関する細則 第1条 (略) 第2条 各部の任務は次のとおりとする。 1～3. (略) (削除) <u>役員候補者推薦委員会の選出方法に関する細則</u> (削除)	第6章 役員 第14条 本会の役員は次のとおりとする。 1～4. (略) 5. <u>各学級父母より4名、全教職員</u> 6. (略) 7. 常任理事 <u>各学級より1名及び教職員1名</u> 8～9. (略) 第15条 役員の選出は次のとおり。 1. 会長(1名)、副会長(若干名)、幹事(若干名)、監事(2名)は<u>役員候補者推薦委員会</u>で推薦し総会で選出する。 2. (略) 3. 常任理事は<u>各学級より1名、理事は各学級より4名それぞれ選出し、総会で承認を得る。</u> 4. (略) 第9章 専門部 第29条 専門部には文化・補導・<u>広報</u>・保健の4部を置く。ただし必要な時は理事会の議決により臨時に専門部を置くことができる。 <u>第10章 役員候補者推薦委員会</u> 第33条 役員の候補者を指名するときは、<u>役員候補者推薦委員会(以下推薦委員会)を置く。</u> 第34条 <u>推薦委員会の構成及び役員選考の方法は、細則で定める。</u> 第35条 <u>推薦委員会の委員はその任務を終了したとき解任される。</u> <u>第11章 会計監査委員会</u> 第36条 (略) 第37条 (略) 第38条 (略) <u>第12章 細則</u> 第39条 (略) <u>第13章 改正</u> 第40条 (略) 各部の任務に関する細則 第1条 (略) 第2条 各部の任務は次のとおりとする。 1～3. (略) 4. <u>広報部 本校の広報活動に関すること。</u> <u>機関紙の発行に関すること</u> <u>役員候補者推薦委員会の選出方法に関する細則</u> 第1条 この細則は規約第34条の推薦委員会の委員の数と選出方法について規定する。 第2条 推薦委員会は常任理事及び専門部部長、副部長とする。	(変更) (変更) (下線部削除) (変更) (下線部削除) (変更) (章全文削除) (変更) (変更) (変更) (削除) (細則全文削除)